

令和4年度

第1回子ども未来局指定管理者審査選定委員会

日時：令和4年6月27日（月）

午後1時30分～

場所：本庁舎別館 第7委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) さいたま市子ども家庭総合センターにおける指定管理者の
選定方法等について

【子ども家庭総合センター総務課】

- (2) さいたま市児童養護施設カルテットにおける指定管理者の
選定方法等について

【子ども家庭支援課】

3 閉 会

さいたま市子ども未来局指定管理者審査選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第8条第7項の規定に基づき、さいたま市子ども未来局指定管理者審査選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員長が急施を要すると認めたとき、又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

(除斥)

第4条 委員は、自己、配偶者若しくは3親等内の親族又はこれらの者が代表者その他これに準じる者である法人その他の社団若しくは財団に係る事件については、会議に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

(会議の非公開)

第5条 会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議を公開することができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、子ども未来局において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市各局指定管理者審査選定委員会の概要

1 指定管理者制度について

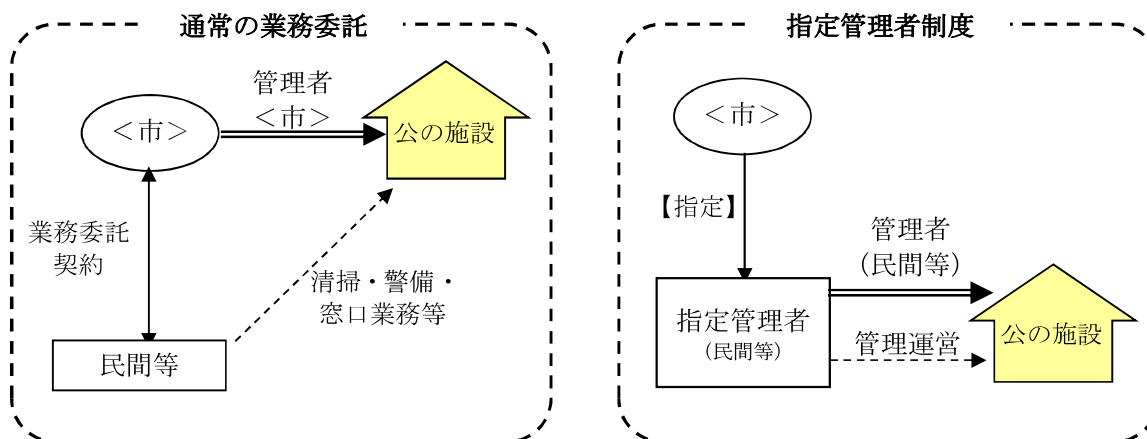
(1) 目的

- ・公の施設^(※)の管理運営に民間事業者等の能力やノウハウ等を幅広く活用し、施設利用者の満足度を上げるとともに、経費の節減を図り、施設を効果的・効率的に管理運営することを目的としています。

※公の施設：住民福祉の増進を目的として、広く住民の利用に供するため自治体が設ける施設です（地方自治法 244 条）。具体的には、市民会館、体育館、公園、福祉施設などです。

(2) 制度の概要

- ・地方公共団体の指定（権限の委任）を受けた「指定管理者」が、自らの名で公の施設を管理運営します。民間事業者等も指定管理者になることができます。
- ・制度の趣旨から、指定管理者は施設全体の管理運営を行うことを想定していますが、施設の一部のみを担わせることも可能です。
- ・施設利用者の支払う使用料等を指定管理者が直接収入できる「利用料金制度」を採用することも可能です。



(3) 本市の指定管理者制度導入状況（令和 4 年 4 月現在）

施設区分	施設数
市民局所管施設（コミュニティセンター、保養施設等）	25
スポーツ文化局所管施設（体育館、文化施設等）	15
保健福祉局所管施設（老人福祉センター、老人憩いの家、障害者（児）福祉施設等）	45
子ども未来局所管施設（児童センター、放課後児童クラブ等）	98
環境局所管施設（余熱体験施設）	1
経済局所管施設（産業振興施設等）	4
都市局所管施設（自転車等駐車場、公園、プール等）	56
建設局所管施設（市営住宅、市民住宅）	2
教育委員会所管施設（宇宙劇場、図書館）	2
合計	248

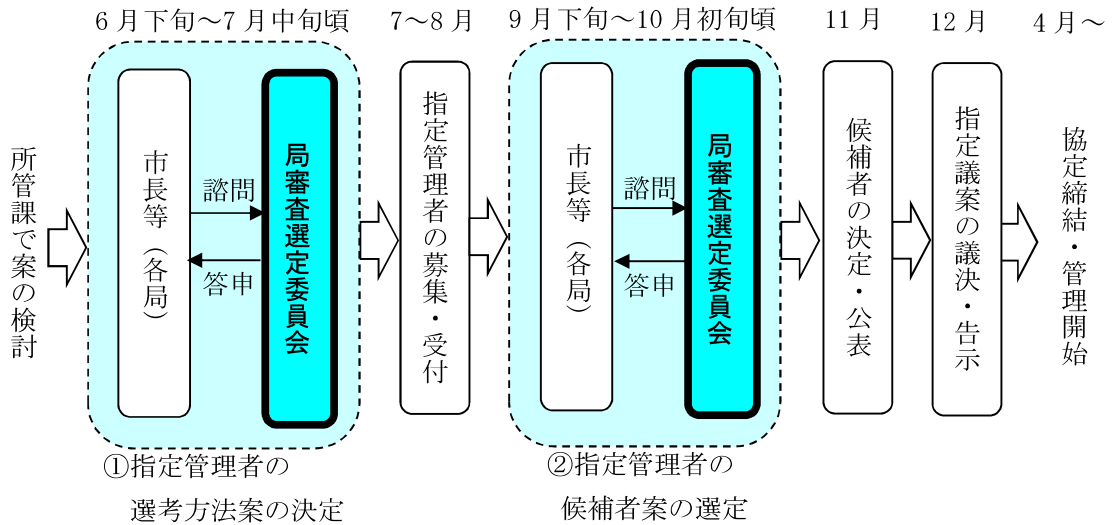
2 各局指定管理者審査選定委員会について

指定管理者の選定は、施設を所管する局ごとに設置した各局指定管理者審査選定委員会（以下「局審査選定委員会」という。）において実施します。局審査選定委員会は、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）からの諮問を受け、①指定管理者の選考方法案の決定と②指定管理者の候補者案の選定について審査します。

(1) 局審査選定委員会の役割

	主な役割
①指定管理者の選考方法案の決定 (6月下旬～7月中旬頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・選定基準（審査項目・配点）の適正性等の確認 ・募集方法（公募・非公募）、指定期間等の理由の適正性の審査（審査に基づき選考方法案を決定し、答申を作成）
②指定管理者の候補者案の選定 (9月下旬～10月初旬頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書、プレゼンテーション等から採点。候補者選定案の審査（審査に基づき候補者案を選定し、答申を作成）

(2) 指定管理者指定までの流れ



(3) 局審査選定委員会の委員構成

- ・局審査選定委員会は、外部委員が4名（都市局は6名以内）、内部委員が3名の7名で構成しています。
- ・外部委員4名のうち、2名については、施設運営等に関し知識を有する者又は関係団体の代表者となります。
- ・外部委員4名のうち、1名については、提案団体の経営が安定しており、施設管理を継続的に行う能力を有しているかといった視点を持って審査を行うため、中小企業診断士等となります。
- ・外部委員4名のうち、1名については、関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な施設運営を行う能力を有しているかといった視点を持って審査を行うため、弁護士となります。

(4) 外部委員の審査の主な内容

①指定管理者の選考方法案の決定について

指定管理者が施設管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか、低賃金、長時間労働などの労働条件の低下や法令違反を生じさせていないか選定の段階でどのような対応をする必要があるか検討していただきます。

②指定管理者の候補者案の選定について

申請者の事業計画書やプレゼンテーションをもとに、指定管理者の経営状況や労働条件等を含む申請者の提案内容について採点していただきます。

選定の過程において知り得た情報は、委員会開催中はもちろんのこと、終了後も公表してはなりません。

(5) 局審査選定委員会における外部委員の任期

- ・委員の任期は1年となります。
- ・委員の事情により途中で退任されることも可能です。また、任期満了後の再任も可能です。

(6) 会議の報酬

- ・1回の会議出席ごとに委員長は12,000円、委員は10,000円（税引き前）です。
- ・ご自宅（出発地）から目的地（会議の開催場所）までの距離が2km以上の場合、交通費を別途支給します。
- ・委員の委嘱は個人への委嘱となるため、謝金は個人名義の銀行口座への振込みとさせていただきます。

(7) 指定管理者更新予定施設と局審査選定委員会開催予定

局名	施設数	施設名	局審査選定委員会 開催時期(予定)	
子ども 未来局	1	子ども家庭総合センター	6月27日	9月下旬～ 10月初旬頃
(施設数2)	1	児童養護施設カルテット	6月27日	9月下旬～ 10月初旬頃

- ・委員会開催にあたっては、事前にご連絡のうえ日程調整をいたします。

(8) その他(さいたま市の指定管理者への応募辞退等のお願い)

- ・指定管理者の申請団体と利害関係を有する者は、審議に参加できないルールとしております。
- ・従いまして、委員が役員や職員を務めるなど利害関係を有する団体がある場合には、委員在任期間中に限り、当該団体が本市の指定管理者へ応募することをご遠慮くださるようお願いいたします。
- ・なお、本市からの業務委託の受託や補助金の交付を受ける場合など、指定管理以外のケースについては、特に問題はありません。
- ・万一、委員と利害関係を有する団体が本市の指定管理者へ応募する場合は、その審議案件について審議から外れていただくこととなります。

局指定管理者審査選定委員会による選考方法案の審査

《募集方法等決定に関すること》

指定管理者の募集等を行う場合は、募集開始前に、市長等は局指定管理者審査選定委員会にその指定管理者の選考方法案について諮問を行います。

局指定管理者審査選定委員会は、その諮問を受け、募集方法（公募・非公募）や指定期間、選定基準などの選考方法案について審査します。

【審査する項目】

- ・ 募集方法（公募か非公募か）の理由の適正性。原則公募としていますので、特に非公募の場合は、非公募の理由が、総合的にみて合理的なものとなっているか。
- ・ 指定期間が各施設の性格や実態にあった期間となっているか。
- ・ 指定管理者に求める業務の内容、サービス水準が適正かどうか。
- ・ 指定管理料の金額、内容（利用料金制、管理経費の積算内訳など）が適正かどうか。
- ・ 選定基準（審査項目、配点）の適正性
- ・ 上記事項を判断するための事項（募集要項、仕様書など）

なお、審査項目は、手続等条例で規定されている選定基準や、指定管理者に求めるサービス水準等を考慮して設定します。

1 募集方法

指定管理者の募集方法は、公募によることを原則とします。

ただし、指定管理者制度検討会議が、次の要件に該当すると認めた場合は、非公募として、局指定管理者審査選定委員会に諮問することができます。

非公募を認める「次の要件」とは

- ① 法令等で管理者が特定される場合、又は他に類似業務を行う事業者が無いと見込まれる場合

P F I 事業など法令等により指定管理者が特定されるもの、施設の特殊事情や業界の状況などから事業者が限定されるものです。ただし、本当に他に事業者がないかについて、判断材料を指定管理者制度検討会議に示し、審査を受けます。

- ② 緊急に指定管理者を選考しなければならない等、その他非公募とする合理的な理由がある場合

・ 福祉・医療等に関する専門的な診断、評価及びそれに基づいた生活支援などを行うため、高度な専門性を必要とする場合かつ利用者及び関連する福祉・医療等の機関と継続した関係性を維持する必要がある場合とします。

・指定管理者の法人格の変更や共同事業体の構成員の変更などに伴う再選定が必要な場合で、現指定管理者が合併等により消滅する場合であっても、合併等における契約（協定）において、請負契約や債権債務等を承継し、合併等の後も合併等の前と同様に施設を管理運営できる体制、基準が確保されており、合併等の後も安定した経営基盤と財務内容が確保されている場合とします。

・その他非公募とする場合は、やむを得ない場合に限るものとします。実際には、公募したが申請団体が一つも無かった場合や、局指定管理者審査選定委員会での採点結果が最低制限点数に達する団体が無かった場合などは、再度公募することになりますが、公募する暇がない場合は非公募での選定が考えられます。ただし、この場合でも、客観的に納得できる理由がある場合のみ、非公募とします。

【公募する場合】

公募は、広く頒布されている媒体を用いて、募集の実施、募集要項の配布場所、募集の期間や問い合わせ・連絡先等を知らせることにより行うこととします。

公募に当たっては、公平・公正な審査の観点から、既存の管理受託団体が過度に有利となることのないよう、また、申請団体の事業計画の策定に資するため、施設の内容、従前の管理に係る事業報告書及び収支決算書を公募時に提示するか、常時閲覧できるようにすることが必要です。

（1）募集の方法

次の広報手段等を活用し、事前に十分な情報提供を行う必要があります。

- ・告示（公募の場合は必須）
- ・市報への掲載
- ・インターネットホームページへの掲載（公募の場合は必須）
- ・区役所での資料配布など

〈〈募集要項に記載する事項〉〉

2 指定管理者の指定の予定期間

具体的な指定期間は、施設管理の条件等（専門分野のスタッフを確保する場合、指定管理者が機材を持ち込む場合、PFI事業者の場合等）によってそれぞれ異なるものと考えられるので、各施設の性格や実態にあった期間を指定します。

ただし、一般的な施設管理については、3年間～5年間が考えられます。

3 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容

設置条例に規定した管理業務の範囲と具体的内容、求められる水準などを明示します。同類施設の実績などを参考とします。

4 管理に要する経費、利用料金に関する事項

- ・ 設置条例の規定により利用料金制を導入する場合は、当該利用料金を指定管理者の収入として収受させることを明示します。
- ・ 利用料金の額を定めることや、減免等の手続きなどを明示します。
- ・ 必要に応じて過去の実績を提示します。

5 申請資格要件

公平で安定した管理を行うため、次のような申請資格を設けます。(情報公開、個人情報保護の保護、情報セキュリティポリシー、指定管理者になることができない法人等、暴力団関係は必須。暴力団関係の資格制限は、さいたま市暴力団排除条例及び埼玉県警察本部との合意書に基づき実施するものです。)

(例)

- ア 団体であり、団体又は代表者が次の項目に該当しないこと
- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ・ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中である者
 - ・ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又はその他の地方公共団体から、2年以内に指定の取消をうけたことがある
 - ・ 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等を滞納している
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ・ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
 - ・ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人その他の団体
- イ 団体の従業員数、資本金等、一定規模以上の団体であること
- ウ 事務所の所在地が市内・県内等であること
- エ 業務に必要な不可欠な資格を備えていること
- オ 一定以上の業務の実績があること
- カ 情報公開・個人情報保護について市の施策に準じた措置を講じられること
- キ 本市情報セキュリティポリシーに合意し、遵守できる体制であること
(ISO/IEC27001及びISMSまたはPマーク等の認証取得している者は、その写しにより代えることができる。)

- ク 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること
- ケ 労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- コ さいたま市議会議員、市長、副市長、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、地方公営企業管理者及び指定管理者の候補者の選定の審査に関与する市の職員、又はこれらの者の配偶者が、役員等に就任している法人等（さいたま市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している外郭団体を除きます。）でないこと
ただし、委員会の委員及びそれらの配偶者については、管理する公の施設の業務が、それぞれの委員等の職務に関するものでないときは除きます

6 選定基準（本審査）

ア 選定の基準は、「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に定める「市民の平等な利用の確保」、「施設効用の最大限の発揮と管理経費の縮減」、「安定した管理能力」という3つの基準に照らし、施設の適正かつ効果的な管理を安定的に実施できる事業者であるか否かを総合的に判断するものです。

- ・ 市民の平等な利用が確保できるものであること（手続等条例第3条第1項第1号）
- ・ 管理事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること（手続等条例第3条第1項第2号）
- ・ 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること（手続等条例第3条第1項第3号）
- ・ 管理業務の経費が、〇〇〇円以内であること（予算措置前は概算経費）

イ 審査項目と配点

応募団体の提案書の質の向上を図り、施設の効果的・効率的な運営に資するため、審査項目と配点を示します。審査の透明性を確保するため、配点についても原則的に記載してください。